| | |
|---|---|
| $AT_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556 |
| $AT_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597 |
| $AT_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364 |
| $AT_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491 |
| $AT_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792 |
| $AU_{29}$ | 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。） |
| $AV_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185 |
| $AW_n$ | 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $AX_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852 |
| $AX_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの |

| | |
|---|---|
| $AT_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561 |
| $AT_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155 |
| $AT_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364 |
| $AT_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491 |
| $AU_{29}$ | 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。） |
| $AV_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186 |
| $AW_n$ | 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $AX_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855 |
| $AX_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの |